

# 解体・改修工事を施工されるみなさまへ

大気汚染防止法が改正され

## 石綿飛散防止の規制が強化されます。

(一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行されます。)

### 1 規制対象

- 石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材が規制対象になりました。  
(スレート、けい酸カルシウム板、P タイルなど)

### 2 事前調査

#### (1) 事前調査方法の法定化

- 全ての建築材料について、設計図書等による書面調査と目視による調査の両方が必要です。  
※上記の方法により石綿の使用の有無が明らかにならなかったときは、分析調査が必要です。  
ただし、石綿が使用されているものとみなして必要な措置を講ずるときは分析調査を省略できます。

#### (2) 記録の作成・保存、掲示

- 事前調査の記録を作成し、解体等工事終了日から3年間保存することが必要です。  
また事前調査結果の記録の写しを解体等工事の現場に備え置くとともに、A3 の用紙以上の大きさで公衆に見やすい場所に掲示することが必要です。

### 3 作業基準

#### (1) 下請事業者への作業基準の遵守義務の適用

- 下請事業者も作業基準遵守義務及び作業基準適合命令等の対象になりました。

#### (2) 作業計画の作成

- 特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画の作成が必要です。

#### (3) 石綿含有成形板等の除去の施工方法

- 石綿含有成形板等の除去は、切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことが必要です。
- 技術上困難な場合は、薬液等により湿潤化したうえで切断・破砕等を行うことが必要です。なお、やむを得ずけい酸カルシウム板第1種の切断・破砕等をするときは、さらにプラスチックシートなどにより作業場所を養生することが必要です。

#### (4) 石綿含有仕上塗材の除去等の施工方法

- 薬液等により湿潤化することが必要です。ただし電気グラインダー等で除去するときはさらに除去部分の周辺を養生することが必要です。

#### (5) 除去作業完了の確認

- 特定建築材料の除去等の完了後に、次のいずれかの者が除去等の完了の確認をすることが必要です。

- ・当該除去作業の石綿作業主任者
- ・事前調査を実施した者（裏面の事前調査を行う者の要件を満たす者）「建築物に限る」

## 4 その他の改正点

### (1) 直接罰の創設

- 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰が創設されました。  
(下請事業者にも適用されます。)

### (2) 作業結果の報告、作業記録の作成・保存

- 特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を書面で発注者に報告するとともに、作業の記録を作成し、特定工事が終了した日から3年間保存する必要があります。

## 令和4年4月1日施行の改正点

### 事前調査の結果等の報告

- 次のいずれかの工事を行うときは、石綿等の使用の有無に関わらず、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を自治体に報告する必要があります。

- ・ 解体部分の床面積の合計が 80 m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- ・ 請負金額が 100 万円以上（税込）の建築物の改修工事
- ・ 請負金額が 100 万円以上（税込）の工作物の解体工事又は改修工事

## 令和5年10月1日施行の改正点

### 事前調査を行う者の要件

- 建築物の事前調査は、次のいずれかの者に行わせる必要があります。

種別	調査できる対象物
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定建築物石綿含有建材調査者</li><li>・ 一般建築物石綿含有建材調査者</li><li>・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li></ul>	すべての建築物
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一戸建て等石綿含有建材調査者</li></ul>	一戸建ての住宅 共同住宅の住戸の内部

- 詳しくは名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) をご覧ください  
事業向け情報→ごみ・環境保全→環境保全→大気汚染対策→大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の一部改正について

大気汚染防止法の改正について [サイト内検索](#)

### ■ ご相談・お問い合わせ先

- ・ 名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 TEL：052-972-2674

※なお、特定粉じん排出等作業実施届出書については、工事場所の区を管轄する公害対策室へご提出ください。

- ・ 西区公害対策室（担当区：東、北、西、中村、中） 西区役所 5 階 TEL：052-523-4613
- ・ 港区公害対策室（担当区：熱田、中川、港） 港保健センター3 階 TEL：052-651-6493
- ・ 南区公害対策室（担当区：瑞穂、南、緑、天白） 南区役所 2 階 TEL：052-823-9422
- ・ 名東区公害対策室（担当区：千種、昭和、守山、名東） 名東区役所 1 階 TEL：052-778-3108